

優先度評価フロー（新島・神津島）

整備優先度の考え方

新島・神津島では、各対象溪流における土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に含まれる保全対象の重要性等を考慮して、対象溪流の整備優先度を設定する。

(1) 整備優先度に関する指標

新島・神津島では、対象溪流の整備優先度を設定するにあたり、以下の指標を用いる。

① 避難所

新島村、神津島村が地域防災計画で指定した、学校や福祉施設などの公共施設（避難所）とする。

② 要配慮者利用施設

防災上の配慮を有する者が利用する施設とする。

③ 重要施設

島外へ避難するために必須となる施設、及び島民の生活に必要不可欠であり、代替がきかない施設とする。

④ 人家

居室を有する建築物のすべてを対象とする。

⑤ 都道

島内に位置する都道を対象とする。都道は、日常生活を支え、産業・経済活動に深く寄与する基盤施設であり、災害発生時の避難路としても使用される。

(2) 施設整備の優先度フロー

保全対象は、人命の保護を最優先に、避難所と要配慮者利用施設を最重要の施設とする。また、空港・港湾、発電や水道関連施設等の代替が利かない施設を重要施設とする。なお、人家等の保全対象については、“避難勧告により避難を行う”ことを前提とする。また、重要な生活基盤施設として都道を設定する。

保全対象の優先度は以下の通りである。

保全対象の優先度：「避難所・要配慮者利用施設」 > 「重要施設」 > 「人家・都道」

優先度は下図に示すフローに従い設定する。

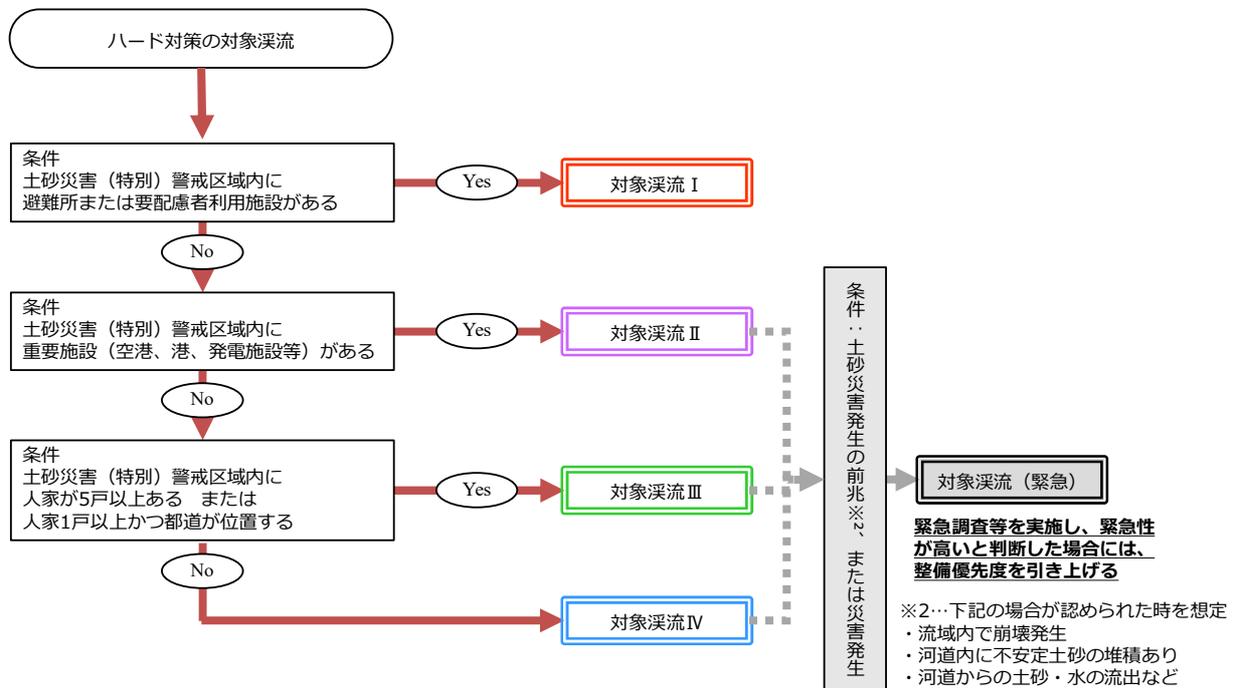


図 4-4 保全対象による優先順位フロー

基本的には優先度の高い対象溪流 I から施設整備を実施するが、土砂災害発生の前兆が認められる場合や災害が発生した場合には、優先度分類結果にかかわらず事業を実施する可能性がある。

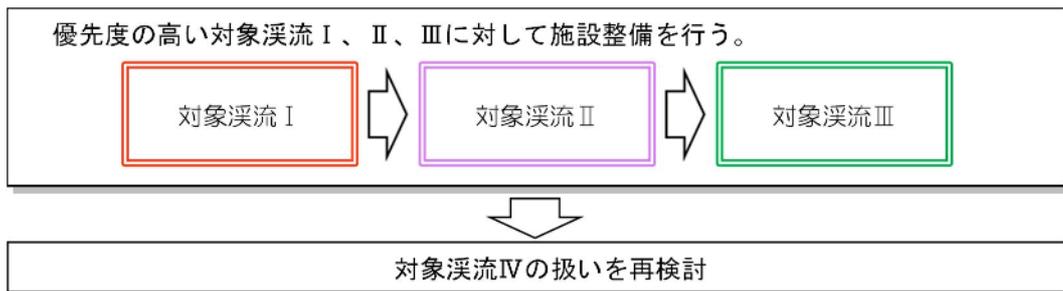
(3) 整備方針

恒久対策施設の整備を段階的に行うため、保全対象を踏まえた優先度に応じて分類した対象溪流に対し、溪流状況や施設整備状況に応じた施設整備を実施する。

島内における施設整備は、各溪流に基幹となる堰堤を可能な限り 1 基整備することを目標とする。

<施設整備実施順序>

施設整備は、図 4-4 のフローにより設定した対象溪流の優先度分類に基づき実施する。



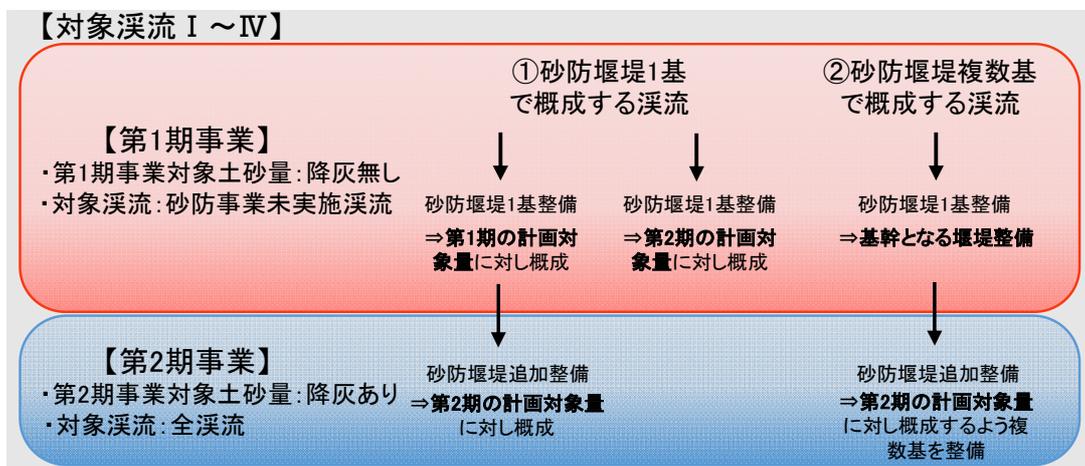
<施設整備方針>

火山砂防は降灰を含んだ量を計画対象量とするため、段階的な整備を実施する必要がある。また、島しょ部の溪流は比較的流域面積が小さく、溪床勾配も急であるといった特性がある。

整備方針としては、対象土砂量に降灰を含まない第 1 期事業と、対象土砂量に降灰を含む第 2 期事業の 2 段階の整備を想定する。

各対象溪流で個別の施設配置計画を検討し、第 2 期事業を見据えた全体計画を策定した上で施設整備を実施する。

また、上記の考え方や現地調査を踏まえ、溪流状況に応じた施設整備ケースを想定する。基本的な考え方は表 4-12 に示す 2 ケースとする。ただし、地形的な制約や他機関施設が整備されている溪流など留意事項のある溪流に対しては、対策工の形式検討や他機関との調整を進めながら施設整備を行う。



※概成の基準：東京都河川構造物設計基準より、施設の計画対象土砂量・流木量に対する整備率が 60% の場合概成とす